

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8月10日
【報告者の名称】	ソネットエンタテインメント株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-5745-1500（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 久々湊 暁夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注1）本書中の「当社」とは、ソネットエンタテインメント株式会社をいいます。

（注2）本書中の「公開買付者」とは、ソニー株式会社をいいます。

（注3）本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4）本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 ソニー株式会社

所在地 東京都港区港南一丁目7番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成19年11月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

平成20年11月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

平成21年11月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

平成22年11月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

平成23年8月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成23年9月14日から平成53年9月13日までであるもの。）

平成23年8月25日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間が平成25年8月26日から平成33年8月25日までであるもの。以下、乃至の新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成24年8月9日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式116,560株（株式所有割合（注）にして45.61%）を保有するとともに、完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルによる保有分（32,110株、株式所有割合12.57%）と合わせて、当社株式148,670株（株式所有割合58.18%）（以下「公開買付者保有株式」といいます。）を保有しており、当社を連結子会社としております。公開買付者は、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、平成24年8月9日の取締役会決議により、当社株式及び本新株予約権の全てを本公開買付けにより取得することを決定したとのことです。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

（注） 当社の第18期第1四半期報告書（平成24年8月7日提出）に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数255,538株に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）です。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者保有株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、公開買付者による当社の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を推進するため、本公開買付け後に公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定とのことです（本公開買付け及び本株式交換を総称して、以下「本取引」といいます。）。本株式交換の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

(ア) 本公開買付けの背景等

公開買付者によれば、公開買付者グループは、イメージング・プロダクツ&ソリューション、ゲーム、モバイル・プロダクツ&コミュニケーション、ホームエンタテインメント&サウンド、デバイス、映画、音楽、金融及びその他の分野から構成されているとのことです。イメージング・プロダクツ&ソリューション分野には、デジタルイメージング・プロダクツカテゴリー（主要製品：コンパクトデジタルカメラ、ビデオカメラ、レンズ交換式一眼カメラなど）及びプロフェッショナル・ソリューションカテゴリー（主要製品：放送用・業務用機器など）が含まれるとのことです。ゲーム分野では主としてゲーム機及びゲームソフトの企画・開発・制作・販売などを行っているとのことです。モバイル・プロダクツ&コミュニケーション分野には、モバイル・コミュニケーションカテゴリー（主要製品：携帯電話など）及びパーソナル・モバイルプロダクツカテゴリー（主要製品：PCなど）が含まれるとのことです。ホームエンタテインメント&サウンド分野には、テレビカテゴリー（主要製品：液晶テレビなど）及びオーディオ・ビデオカテゴリー（主要製品：家庭用オーディオ、ブルーレイディスクプレーヤー/レコーダー、メモリ内蔵型携帯オーディオなど）が含まれるとのことです。デバイス分野には、半導体カテゴリー（主要製品：イメージセンサーなど）及びコンポーネントカテゴリー（主要製品：電池、記録メディア、データ記録システムなど）が含まれるとのことです。映画分野では主として映画、ビデオソフト及びテレビ番組を含む映像ソフトの企画・制作・取得・製造・販売・配給・放映、音楽分野では主として音楽ソフトなどの企画・制作・製造・販売、アニメーション作品の制作・販売、金融分野では主として生命保険・損害保険ビジネス、銀行業及びクレジットファイナンス事業、その他分野では主としてブルーレイディスク、DVD、CDのディスク製造、メディカル関連機器の製造・販売、ネットワークサービス関連事業、広告代理店事業などを行っているとのことです。

現在、エレクトロニクス事業の立て直しは公開買付者の最優先課題であるとのことであり、平成24年4月1日付で発足した新経営体制の下、エレクトロニクス事業を再生し、成長へと転換し、当該事業が映画、音楽、金融事業と同様に安定的に収益貢献するための施策を策定したとのことです。

公開買付者は、その重点施策の一つに、コア領域の強化を掲げているとのことです。そして、デジタルイメージング、ゲーム、モバイルの3領域をエレクトロニクス事業におけるコア領域と位置付け、投資及び技術開発を集中するとのことです。

また、公開買付者は、他の重点施策として、事業ポートフォリオの見直し/経営の更なる健全化を掲げているとのことです。事業の選択と集中を加速し、コア/新規領域に向けた投資を強化するとのことです。投資に関しては、コア領域におけるM&Aなどの戦略投資を積極的に検討しているとのことです。また、上記のコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を行っていくために、事業ポートフォリオの組み替えに加え、本社組織・事業子会社・販売体制を適切に再構築し、経営の更なる健全化を図っていくとのことです。

当社グループは、主要事業である「So-net（ソネット）」ブランドによるインターネット接続サービスの提供及び、会員向けポータルサイトやPC・携帯向けオンラインゲームをはじめとした各種ウェブコンテンツの提供を行っております。また、インターネット広告ソリューションの提供や法人向けにネットワークやハウジング、課金・認証機能等を提供するソリューションサービス及びインターネットを使用した医療ヘルスケア分野におけるマーケティング支援等の事業も営んでおります。

当社も、公開買付者グループとしてのビジョン及びコンセプトを共有した上で、ネットワーク事業では「光（FTH）」の接続サービスを中核と位置付け、市場ポジションの確立を目指しております。「ソリューションサービス」は、接続サービスの強みを活用した事業ドメイン（＝バリューチェーン）と位置付けております。メディア・エンタテインメント事業では「オンラインゲーム」を中核へと育成する事業として明確に位置付け、規模拡大を重視した事業展開により、その成長を加速しております。「広告」は、接続及びゲーム事業の資産を活用した事業ドメイン（＝バリューチェーン）と位置付けております。

公開買付者と当社は、平成7年の当社の設立当初から、公開買付者グループの提供するエレクトロニクス製品等やコンテンツ及びその他のサービスと、当社の接続サービスやポータルサービス、課金・決済等のプラットフォームについて連携を図るなど、公開買付者グループの一員として連携を深めてまいりました。公開買付者は、インターネット業界における事業環境の変化のスピードに鑑み、当社がより独立性を高め、独自の運営形態・成長戦略により、その企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいとの考えの下、平成17年12月に東京証券取引所マザーズにおいて当社株式を株式公開したとのことであり、その後当社は平成20年1月に東京証券取引所市場第一部上場を果たしております。しかし、公開買付者グループを取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けているとのことです。平成23年に東日本大震災及びタイの洪水並びにユーロ圏金融市場混乱の影響を受け、大きく悪化した先進国経済は、米国及び日本に一部回復の兆しが現れたものの、ユーロ圏危機の継続などにより、景

気回復の先行きは依然不透明な状況であるとのことです。戦略実行のスピードを上げ、更なる総合力の発揮に向けてあらゆる手を打たなければ、今後のグローバル競争に打ち勝つことは困難になっているとのことです。

この急激な環境変化の中で、公開買付者は新経営体制の下でコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を進めているとのことでありますが、中でもネットワークサービスは、公開買付者が有するハードウェア及びコンテンツの魅力を高めるために欠かせない事業となっているとのことです。具体的な取り組みの一つとして、公開買付者では、米国に本拠を置く、Sony Network Entertainment International LLC（以下「SNEI」といいます。）を公開買付者自身が運営するネットワーク事業の中心に位置付けているとのことです。SNEIの提供するサービスを強化・成長させていくために、公開買付者の様々なハードとの連携や公開買付者グループが既に保有している映画、音楽、ゲームといったコンテンツ資産の積極的な活用に加え、お客様にとって魅力的で新しいメディア・エンタテインメントコンテンツを開発・拡充していくことが重要となっているとのことです。特に、コア領域の一つとして定めているモバイル事業においては、この重要性が大変高いものとなっているとのことです。当社とは、これまでも公開買付者グループの一員として、当社が開発したサービスを公開買付者のハードに搭載する等、様々な連携を図ってまいりましたが、この連携を一層強化しスピーディな事業展開を行っていくことが、益々重要になっているとのことです。このような環境下、親会社、子会社及び孫会社の関係にある公開買付者、当社及び当社の主要子会社であるエムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）が共に上場している現状がある中で、公開買付者と当社の親子上場関係を解消することにより、公開買付者はコア領域の強化、成長領域への経営資源の移行を一層進めやすくなり、更なる価値の顕在化が進められると考えているとのことです。

こうした中で、公開買付者と当社は、平成24年3月2日の公開買付者からの提案を契機として、両社の企業価値を更に向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、公開買付者及び当社は、本取引を通じて当社が公開買付者の完全子会社となることにより、グループ・シナジーの最大化を実現していくことが、当社の企業価値の向上のみならず、公開買付者グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

今後、公開買付者は当社を完全子会社化し、更に連携を深めていくことで、次のようなシナジーの実現を目指すとのことです。

当社の通信サービス構築、顧客獲得、運営ノウハウ、及び当社が有するバックボーン、データセンター等のインフラを公開買付者グループ内で広く活用し、公開買付者グループ内の各種ネットワークサービスをより強固なものとするとともに、日本及びアジアにおけるクラウドサービスやインタラクティブなエンタテインメント体験の構築に寄与する。

当社の子会社等に代表される、新規インターネット事業インキュベーションのノウハウを活用することにより、公開買付者グループ内における新たなネットワークサービスの創出、成長を加速させる。

公開買付者が開発する各種モバイル機器・ネットワーク対応機器において、公開買付者と当社が商品・サービス開発の初期段階から連携することで、多様化するお客様のニーズに応じたきめ細かい商品・サービスの提供を可能とし、収益機会の拡大を図る。

公開買付者の販売網やユーザーベースの活用等を通じ、当社の顧客獲得力の一層の強化を図るとともに、公開買付者の商品と当社のネットワークサービスを組み合わせた特徴あるソリューションの提供を行う。

当社において、LTEを始めとする先端のネットワーク技術を用いたサービスを提供し、公開買付者が今後開発していく最先端のネットワーク対応機器と組み合わせることで、競合他社との差異化を図る。

当社の通信サービス基盤、クラウドサービス等を公開買付者グループ内で広く活用することにより、公開買付者グループ全体としてのコスト削減効果に寄与する。

当社グループの医療ヘルスケア分野におけるマーケティング支援事業を営む上場会社であるエムスリーについては、経営の自主性・中立性を尊重しつつ、公開買付者グループとして、医療機関向けクラウドサービス、消費者向け医療ポータルサービス、健康志向のコンシューマー・エレクトロニクス製品の共同開発等の分野での協業可能性を積極的に検討していく。

これらの施策を実現するために、当面は当社を独立の事業体として維持しつつ、完全子会社化を機に日本及びアジアにおける公開買付者グループのネットワークサービス事業の核の一つと位置付け、公開買付者のネットワークサービスプラットフォームの国内及びアジア展開を推進していくように、今後更に検討を進めたいとのことです。

なお、当社が有する事業ポートフォリオにつきましては、本完全子会社化完了後に、公開買付者グループ全体の戦略の中で見直しを行う可能性があるとのことです。現時点で具体的な変更計画はないとのことです。また、当社の経営陣及び従業員につきましては、本完全子会社化後も当面これまで通り継続して当社の事業運営にあたることを考えているとのことです。

(イ) 当社の意思決定の過程

当社は、平成24年3月2日付で、公開買付者から、本取引に向けた協議を開始したい旨の提案を受けました。当該提案を受けて以降、当社は、当社及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガルアドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任した上、公開買付者との間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回に亘り慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

即ち、公開買付者は当初公開買付者の普通株式を対価とする株式交換のみにより当社を完全子会社とすることを提案しておりましたが、当社は、当社の株主に対して現金か公開買付者の株式を選択する機会を付与することを主張しました。その後、公開買付者から、当社及び公開買付者の近時の事業及び経営環境等を背景として、公開買付者の株式を対価とする株式交換に先立って、現金を対価とする公開買付けを実施することの再提案を受け、合意するに至りました。また、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）についても、公開買付者との複数回に亘る協議・交渉の結果、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供すると当社が判断するに足る価格で合意するに至りました。加えて、当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定過程の公正性を担保する観点から、当社及び公開買付者からの独立性の高い有識者、当社社外取締役及び当社社外監査役により構成される第三者委員会を設置した上、本公開買付けに関する答申を受領し、()本公開買付けについて、当社の取締役会が賛成する意見を表明することは相当であり、また、当社の取締役会が、当社株式について、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である旨、及び()本公開買付けに関する決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるとはいえない旨の意見を得ております（下記「(a) 第三者委員会の設置及び答申」をご参照ください。）。

当社は、かかる公開買付者との間の協議・交渉の結果及び第三者委員会から受領した答申の内容等を踏まえ慎重に検討した結果、下記「(b) 当社による判断」に記載のとおり、()本公開買付けを含む本取引を通じて公開買付者が当社を完全子会社とすることにより当社の企業価値が向上する可能性があることと判断されること、()本公開買付け価格が不公正なものであるとはいえず、むしろ、本公開買付け価格は、当社の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付け価格が、当社株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であること等を勘案し、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。本新株予約権については、当社及び当社の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付け価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることいたしました。

以上により、当社は、平成24年8月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。

(a) 第三者委員会の設置及び答申

当社は、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、当社及び公開買付者からの独立性の高い以下の委員から構成される第三者委員会を設置した上、第三者委員会に以下の事項（以下「本件委嘱事項」といいます。）を委嘱することを決定いたしました。

[委員]

- ・委員長 三尾 徹（当社社外取締役）
（現職）株式会社ミオアンドカンパニー 代表取締役
オクト・アドバイザーズ株式会社 代表取締役
- ・委員 堀 裕（有識者）
（現職）国立大学法人千葉大学理事・副学長
内閣府・公益認定等委員会 委員
千葉大学法科大学院客員教授
- ・委員 服部 暢達（有識者）
（現職）早稲田大学大学院ファイナンス研究科客員教授
- ・委員 相内 泰和（当社社外監査役・独立役員）
（現職）ドイツ銀行 日本における代表者兼東京支店長

[本件委嘱事項]

本公開買付けについて、当社取締役会が賛同の意見を表明すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと

本公開買付けに関する意見表明に係る賛同決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社の取締役会に意見を述べること

第三者委員会は、平成24年6月26日より同年8月8日まで合計5回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、当社並びに三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所から、当社の事業計画、株式価値算定書その他の関連資料等の開示及び公開買付者の提案内容等の説明を受け、質疑応答を行っております。かかる協議及び検討の結果、当社は、第三者委員会より以下の内容の答申を受領いたしました。

・本件委嘱事項 について

本公開買付けについて、当社の取締役会が賛成する意見を表明することは相当であると思料する。また、当社の取締役会が、当社株式について、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当であると思料する。

・本件委嘱事項 について

本公開買付けに関する決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと思料する。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の各意見を当社取締役会に答申する上で、考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- () 本公開買付価格は、当社の直近の株価に対し過去の完全子会社化案件に比して遜色ないプレミアムが付されており、また、当社株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っていること
- () 本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、公開買付者と当社との間で独立当事者間と認められる協議・交渉が複数回行われた結果に基づくものであること
- () 本公開買付価格は、当社側財務アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券による、DCF分析による当社株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析による当社株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析による当社株式の価値のレンジの上限を超えており、本公開買付価格の公正性が確保されていると考えられること
- () 公開買付者との交渉過程において、当社の株主に対して現金か公開買付者の株式を選択する機会を付与するため、公開買付者の株式を対価とする株式交換に先立って、現金を対価とする本公開買付けを実施するスキームとされたこと、当社における本公開買付けに関する検討及び決定過程において公正性担保のための手続が採られていること、並びに本公開買付けにおける買付け等の期間が比較的長期間に設定されていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること

(b) 当社による判断

当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び森・濱田松本法律事務所による助言を受けつつ、上記「(a) 第三者委員会の設置及び答申」に記載の第三者委員会による答申の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、以下のとおり、() 本公開買付けを含む本取引を通じて公開買付者が当社を完全子会社化することにより、当社の企業価値が向上する可能性があること、() 本公開買付価格が不公正なものであるとはいえず、むしろ、本公開買付価格は、当社の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付価格が、当社株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であると考えられること等を勘案し、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。本新株予約権については、当社及び当社の子会社の役員や従業員に対するインセンティブとして付与したものであり、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないおそれがあることに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねることいたしました。

以上の理由により、当社は、平成24年8月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関

して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。

() 本公開買付けが当社の企業価値の向上に資する可能性があること

当社としては、公開買付者との間で、両社の企業価値を更に向上させることを目的とした諸施策について協議・検討を重ねた結果、上記「(ア)本公開買付けの背景等」に記載の公開買付者が本取引の実施により目指すシナジーの実現は可能であると考えており、今後、当社の企業価値の向上を実現するため、諸施策の具体的な内容について検討の上、これを実行していく所存です。

- () 本公開買付価格が不公正な価格であるとはいえないこと
公開買付者によれば、公開買付者は、JPMorgan証券株式会社（以下「JPMorgan証券」といいます。）に株式価値算定を依頼し、平成24年8月8日付で株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を受領しているところ、公開買付者算定書によれば、以下の評価結果が報告されているとのことです。

市場株価平均法：1株当たり株式価値 305,225円～327,000円
類似企業比較法：1株当たり株式価値 424,008円～597,363円
DCF法：1株当たり株式価値 533,308円～635,147円

他方、当社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券に株式価値算定を依頼し、平成24年8月9日付で株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を受領しているところ、当社算定書によれば、以下の評価結果が報告されております。

市場株価分析：1株当たり株式価値 305,786円～331,000円
類似企業比較分析：1株当たり株式価値 551,433円～731,971円
DCF分析：1株当たり株式価値 702,484円～1,030,956円

当社としては、三菱UFJモルガン・スタンレー証券によるDCF分析による当社株式の価値のレンジには含まれていないものの、類似企業比較分析による当社株式の価値のレンジに含まれ、また、市場株価分析による当社株式の価値のレンジの上限を超えていることから、本公開買付価格は直ちに不公正な価格とまではいえないと考えております。

むしろ、本公開買付価格は、当社の直近の株価に対し他の完全子会社化案件に比しても遜色ないプレミアムが付されていること、及び、本公開買付価格が、当社株式が東京証券取引所に上場された日以降の全ての日における終値を上回っており、ほぼ全ての株主にとって取得価格よりも高い価格であると考えられること等を勘案すれば、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると考えております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社が本書提出日現在において公開買付者の連結子会社であることを勘案し、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社における独立した第三者委員会の設置

上記「(2) (イ) (a) 第三者委員会の設置及び答申」に記載のとおり、当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、平成24年6月20日、第三者委員会を設置いたしました。第三者委員会は、()本公開買付けについて、当社の取締役会が賛成する意見を表明することは相当であり、また、当社の取締役会が、当社株式について、当社の株主が本公開買付けに応募することを推奨するとの意見を表明することは相当である旨、及び()本公開買付けに関する決議を当社の取締役会が行うことが、当社の少数株主にとって不利益なものであるとはいえない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を平成24年8月9日付で当社取締役会宛に提出しました。

第三者委員会の各委員はいずれも、公開買付者との間で利害関係を有しておらず、当社は、第三者委員会の各委員は本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

当社による当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書取得

当社は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して当社の株式価値の算定を依頼し、平成24年8月9日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券から当社算定書を取得しております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりであります。

市場株価分析：1株当たり株式価値 305,786円～331,000円

類似企業比較分析：1株当たり株式価値 551,433円～731,971円

DCF分析：1株当たり株式価値 702,484円～1,030,956円

市場株価分析では、平成24年8月8日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日の終値（331,000円）、直近1ヶ月の終値平均（325,864円）及び直近3ヶ月の終値平均（305,786円）を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を305,786円から331,000円までと分析しております。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの価値の範囲を551,433円から731,971円までと分析しております。

DCF分析では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成25年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を702,484円から1,030,956円までと分析しております。当社の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。なお、当社株式価値の構成要素であるエムスリー株式の株式価値について、上記では税効果を考慮しておりませんが、参照情報として税効果を考慮した場合、DCF分析に基づく当社株式1株当たりの価値は、537,780円から753,253円までと分析しております。

（注）上記に関連して、当社の依頼を受けて当社算定書の作成並びに提出を行った三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、以下の記載をご参照ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社算定書の提出及び当社算定書における当社の株式価値の分析・算定に際し、当社から提供を受け又は当社と協議した情報、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が検討の対象とした又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券のために検討されたその他一切の情報、及び一般に公開された情報が、全て正確かつ完全なものであること、また当社の株式価値の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実で三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対して未開示の事実はないことを前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません（また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。）。

また、当社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。加えて、当社の事業、業務、財務状況、見通し及びシナジー効果に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。そして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、かかる分析若しくは予測（シナジー効果を含みます。）又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではありません。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の当社算定書及び分析は、当社の取締役会の参考のためのみに提出されたものであり、当社の取締役会が本公開買付けの検討に関して使用するためその便宜のためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付価格が当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見を表明するものではなく、当社の株主に対して、本公開買付けに関して応募すべきか否かについて何らかの意見表明や推奨を行うものではありません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券の当社算定書及び分析は、当社算定書の日付前日の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手可能な情報に基づくものです。分析の基準時以降に発生する事象が分析の内容に影響を与える可能性があり、あるいは当該時点において分析の内容に与える影響が明らかではない事象がありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。本公開買付けに関し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、そのサービスに対し、当社からその相当部分について本公開買付けの完了を条件とする手数料を受領いたします。

当社及び公開買付者から独立した法律事務所からの助言

当社は、当社及び公開買付者から独立した当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、公開買付者が提案した本取引を当社が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討いたしました。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、公開買付者からの本取引に関する説明、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した当社算定書、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してまいりました。

その結果、当社は、平成24年8月9日開催の当社取締役会において、栗原宏氏及び石黒美幸氏を除く取締役5名の全員一致により、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、当該取締役会では、角文雄氏を除く監査役2名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、公開買付者から本完全子会社化に関する提案がなされた平成24年3月2日以降、当社の取締役7名のうち、公開買付者の従業員である栗原宏氏及び公開買付者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所に所属している石黒美幸氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。また、当社の監査役3名のうち、公開買付者の従業員である角文雄氏は、本取引について、利益が相反するおそれがあることから、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

公開買付者による当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であり、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーでもあるJPモルガン証券から平成24年8月8日に提出された公開買付者算定書（算定基準日：平成24年8月6日）を参考にしたとのことです。なお、JPモルガン証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

JPモルガン証券が、公開買付者算定書において当社株式の価値を算定するために用いた手法は、市場株価平均法、類似企業比較法及びDCF法とのことです。当社全体に対して相対的に大きい価値を有するエムスリーの株式及び株式会社ディー・エヌ・エーの株式（以下「ディー・エヌ・エー株式」といいます。）を当社が保有していることを考慮の上、それぞれの手法を用いて公開買付者算定書において示された当社株式の1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

(a) 市場株価平均法：305,225円～327,000円

市場株価平均法では、平成24年8月6日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値（327,000円）、直近1ヶ月間の終値平均値（325,350円）、直近3ヶ月間の終値平均値（305,225円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（308,764円）を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、305,225円～327,000円と分析しているとのことです。

(b) 類似企業比較法：424,008円～597,363円

類似企業比較法では、当社の事業全部の価値のうち連結子会社エムスリーの事業の価値及び当社が投資有価証券として保有するディー・エヌ・エー株式からの受取配当金の価値を除いた部分（以下「対象事業価値」といい、当社の事業のうちこれに対応する範囲の事業を「対象事業」といいます。）に関しては、対象事業と事業内容等が比較的類似すると考えられる上場企業を選定してその市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、424,008円～597,363円と分析しているとのことです。

(c) DCF法：533,308円～635,147円

DCF法では、対象事業価値に関しては、当社の平成25年3月期以降の事業計画における収益や投資計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象事業が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、対象事業の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引いて

事業価値を分析するとともに、エムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値に関してはそれぞれの株式に関する市場株価をベースに評価を行い、対象事業価値とエムスリーの事業の価値及びディー・エヌ・エー株式の価値とを合算することにより、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、533,308円～635,147円と分析しているとのことです。

公開買付者は、J Pモルガン証券から取得した公開買付者算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、本公開買付価格（案）を567,500円と算定したとのことです。そして、公開買付者は、平成24年8月9日に、J Pモルガン証券より、以上の経緯により算定された本公開買付価格（案）567,500円は、一定の前提条件の下、公開買付者にとって財務的見地より公正である旨のフェアネス・オピニオンを受領し、平成24年8月9日、取締役会決議により本公開買付価格を567,500円と決定したとのことです。

本公開買付価格である1株当たり567,500円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年8月8日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引終値331,000円に対して71.5%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じです。）、過去1ヶ月間（平成24年7月9日から平成24年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値325,864円（小数点以下切捨て、以下本項の円の数値において同じです。）に対して74.2%、過去3ヶ月間（平成24年5月9日から平成24年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値305,786円に対して85.6%、過去6ヶ月間（平成24年2月9日から平成24年8月8日まで）の普通取引終値の単純平均値308,972円に対して83.7%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり567,500円は、本書提出日の前営業日である平成24年8月9日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引終値332,000円に対して70.93%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象となる本新株予約権は、当社の取締役又は従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件として、当社の役員又は従業員等の地位と関連した条件が設けられております。また、本新株予約権の新株予約権者が、本新株予約権を譲渡（本公開買付けにおける売付けを含みます。）するには、当社取締役会の承認を要するものとされております。当該条件及び当該譲渡制限により、公開買付者は、本新株予約権を本公開買付けにより買い付けた上で行使することはできないと解されることから、本新株予約権の買付価格は1個当たり1円と決定したとのことです。

（注）上記に関連して、公開買付者の依頼を受けて公開買付者算定書及びフェアネス・オピニオンの作成及び提出を行ったJ Pモルガン証券から、開示・免責事項に関して補足説明を受けているとのことです。その詳細は、以下の記載をご参照ください。

J Pモルガン証券は、平成24年8月9日付のフェアネス・オピニオン及び平成24年8月8日付の公開買付者算定書（以下「意見書等」と総称します。）のそれぞれの作成・提出及びその基礎となる株式価値の算定を行うに当たり、公開情報、当社若しくは公開買付者から提出を受けた情報及びその他J Pモルガン証券が検討の対象とした一切の情報について、それらが全て正確かつ完全であることを前提としてこれらに依拠し、その正確性・完全性については独自の調査を行っておりません。また、J Pモルガン証券は、意見書等の作成等に当たり、当社の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ Pモルガン証券に対して未開示の事実はないことを前提としております。

J Pモルガン証券は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておりません。これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での当社の信用力についての評価も行っておりません。

J Pモルガン証券は、当社及び公開買付者の経営陣によって提出された又はそれらに基づき算出された財務分析及び予測に依拠するに当たり、かかる分析及び予測が、それに関連する当社及び公開買付者の将来の事業見通しや財務状況について、意見書等の作成日現在において両社の経営陣による最善の予測及び判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としております。なお、J Pモルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明していません。

意見書等は、その作成日現在においてJ Pモルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、金融、市場、及びその他の状況に基づくものであり、その後の事象により意見書等に記載される意見及び算定結果は影響を受けることがあります。J Pモルガン証券は、そのような場合であっても意見書等の内容を修正、変更又は補足する義務を負うものではありません。意見書等は、本公開買付価格（案）が公開買付者にとって財務的見地から公正であることについて意見表明するにとどまり、公開買付者のあらゆる種類の有

価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本公開買付けが公正であることについて意見を述べるものではありません。また、意見書等は本公開買付けを含む公開買付者によるいかなる取引実行の是非について意見を述べるものではありません。意見書等は、公開買付者の取締役会が本公開買付けにおいて当社の株式価値を検討するに当たっての情報提供の目的でJPモルガン証券から提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。意見書等は、当社株式を保有する株主が本公開買付けに関してどのように行動すべきかを推奨するものでもありません。JPモルガン証券は、当社株式について、意見書等の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点について何ら意見を表明しておりません。明示的に意図されている場合を除き、意見書等の内容は、将来起こり得る取引、又は支配権の変更等が発生する若しくはその可能性を伴う取引による影響を考慮したものではありません。JPモルガン証券は、法務、税務及び会計等の事項にかかる専門家ではなく、それらの点については公開買付者の外部アドバイザーから助言を得てその判断に依拠しております。

JPモルガン証券は、本公開買付けにおける公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであり、その業務の対価として公開買付者から報酬を受領しております。また、公開買付者は、JPモルガン証券が公開買付者から委託されて行う業務から生じ得る一定の責任についてJPモルガン証券に補償することに同意しております。また、JPモルガン証券及びその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを現在まで適宜提供してきており、これらの投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しております。

JPモルガン証券又はその関連会社は、その通常の業務において、当社又は公開買付者の株式又は債券等の有価証券について自己勘定取引及び顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、JPモルガン証券又は関連会社は、随時これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があります。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い29営業日に設定しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本取引により、当社の発行済株式の全て（公開買付者保有株式を除きます。）を取得する予定とのことです。なお、公開買付者保有株式148,670株（株式所有割合58.18%）のうち、公開買付者の完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが保有する当社株式32,110株（株式所有割合12.57%）については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、同社を吸収分割会社とする会社分割によって、本公開買付期間の終了後、本株式交換の効力発生日までに承継する予定とのことです。

具体的には、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者保有株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、当社及び公開買付者は、本公開買付け後に、本株式交換を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者保有株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。

これは、当社の少数株主の皆様に対して、本公開買付価格で保有株式を売却してもらうことでより早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、引き続き公開買付者グループの事業に投資してもらえよう、その後に予定している本株式交換によって新たに公開買付者の株主となってもらおうという選択も可能としたものとのことです。

本株式交換においては、当社の少数株主の皆様が保有する当社株式の対価として公開買付者株式を交付することを予定しているとのことであり、法定の必要手続を踏むことにより、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（本株式交換の効力発生の直前の時点において公開買付者が保有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者株式と交換され、公開買付者株式1株以上を割り当てられた当社の少数株主の皆様は、公開買付者の株主となります。本株式交換は、その効力発生日を遅くとも平成25年1月頃を目途に設定して実施する予定とのことです。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定とのことです。また、本株式交換は、法定の条件を満たすことにより、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果を参考に、本公開買付け終了後に公開買付者と当社がそれぞれの株主の皆様の利益に十分配慮して協議の上で決定することを予定しているとのことです。本株式交換により当社の少数株主の皆様が受け取る対価（公開買付者株式、但し、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定とのことです。本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の少数株主の皆様は、会社法その他関連法令の定めに従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式交換により公開買付者は当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているとのことであるため、かかる手続が実行された場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者の完全子会社である株式会社ソニーファイナンスインターナショナルは、その保有する当社株式32,110株（株式所有割合12.57%）について、本公開買付けに応募する予定はないとのことです。なお、公開買付者は、株式会社ソニーファイナンスインターナショナルが保有する当該当社株式について、同社を吸収分割会社とする会社分割によって、本公開買付期間の終了後、本株式交換の効力発生日までに承継する予定とのことです。当該会社分割の対価は交付の有無を含め未定ですが、本公開買付価格を上回らない内容とする予定とのことです。

(7) その他

当社は、平成24年8月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年3月期の配当予想を修正し、同期の剰余金の配当（中間配当を含みます。）を行わないことを決議いたしました。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権の数（個）
吉田 憲一郎	代表取締役	執行役員社長	75	75
十時 裕樹	代表取締役	執行役員専務	17	17
会田 容弘	取締役	執行役員専務	12	12
菊池 正郎	取締役	執行役員	18	18
栗原 宏	取締役	-	-	-
石黒 美幸	取締役	-	-	-
三尾 徹	取締役	-	17	17
吉村 正直	常勤監査役	-	1	1
相内 泰和	監査役	-	-	-
角 文雄	監査役	-	-	-
計		10名	140	140

(注) 1 石黒美幸、三尾徹の2名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、かつ会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員に該当します。

(注) 2 相内泰和、角文雄の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、かつ会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員に該当します。

(注) 3 役名、職名、所有株数及び議決権の数は、本書提出日現在のものです。

(注) 4 所有株式数及び議決権の数には、それぞれ累積投資制度における持分を含めた数を記載しております。

(2) 新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数 (株)	株式に換算した議 決権の数(個)
吉田 憲一郎	代表取締役	執行役員社長	279	279	279
十時 裕樹	代表取締役	執行役員専務	159	159	159
会田 容弘	取締役	執行役員専務	159	159	159
菊池 正郎	取締役	執行役員	135	135	135
栗原 宏	取締役	-	-	-	-
石黒 美幸	取締役	-	-	-	-
三尾 徹	取締役	-	-	-	-
吉村 正直	常勤監査役	-	-	-	-
相内 泰和	監査役	-	-	-	-
角 文雄	監査役	-	-	-	-
計		10名	732	732	732

(注) 1 石黒美幸、三尾徹の2名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、かつ会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員に該当します。

(注) 2 相内泰和、角文雄の2名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、かつ会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員に該当します。

(注) 3 役名、職名、所有個数、株式に換算した数及び株式に換算した議決権の数は、本書提出日現在のものです。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上